

川俣町では、空き家の建替費用や 空き地への新築費用を

最大 280 万円補助します。

対象経費

- ・「川俣町空き家等バンク」に登録された空き地に戸建住宅を新築する費用
- ・「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家の建替費用
(空き家を除却し、同じ敷地に戸建住宅を新築するときの除却費用及び新築費用)

対象外 経費	・ 土地取得費	・ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費	・ 他の補助金等を活用する場合の 当該対象経費
	・ 外構工事等の経費	・ 調査、設計及び工事監理に要する経費	

対象者の主な要件

- ① 次のいずれかに該当する方。
 - ・ 賃貸住宅に居住している方。
 - ・ 二世帯以上が同居している世帯から独立される方。
 - ・ 川俣町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、川俣町外に在住していた移住者の方。
 - ② 移住者の方が転入後に認定申請を行う場合は、転入後1年以内の方。
 - ③ 新築した住宅に、交付申請日から5年以上継続して居住する方。
- ※ 福島県が施行する「12 市町村移住支援金」の交付対象となる方は、原則、対象外となります。

交付額

【対象経費の 1/2】又は【下記①～⑤の合計】のいずれか低い額。

① 基本額	140万円
② 世帯に中学生以下の方がいる場合	20万円
③ 世帯に町内企業の正社員の方がいる場合	20万円
④ 住宅の建築を町内企業が請け負う場合	20万円
⑤ 空き家の建て替えを行う場合	80万円

新築する住宅に関する要件

- ① 戸建住宅であること。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。
- ③ 住宅の延べ面積は、住生活基本計画(全国計画)において定める一般型誘導居住面積水準を満たすこと。

対象工事の主な要件

- ① 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き地に交付対象住宅を新築する場合。
 - ・ 自ら居住するために親族以外から空き地を取得し、その空き地に交付対象住宅を新築すること。
 - ・ 住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。
- ② 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家の建替えを行う場合。
 - ・ 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家を親族以外から取得し、その空き家を除却すること。
 - ・ 空き家の除却工事及び交付対象住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。

交付の流れ

- ・ 住宅の新築工事の契約締結日(空き家の除却を行う場合は、空き家の除却工事の契約締結日)から30日以内に認定申請を行うことが必要です。
- ・ 新築した住宅へ入居してから3か月後以降、交付申請を受け付けます。
- ・ 審査の結果、交付要件に該当する場合は、支援金を交付します(最大260万円)。

お問合せ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「くらし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)

(川俣町内の方) 川俣町役場政策推進課まちづくり推進係 電 話：024-566-2111

(川俣町外の方) 川俣町移住・定住相談支援センター

電 話：050-3117-2275

(8:30~17:15 土日祝日定休)

メール：iju@kawamata-gurashi.jp

